

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市常磐土地改良区から役員
の退任について次のとおり届出があった。

平成26年3月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	大西 博幸	観音寺市植田町736番地1	平成26年2月25日
”	森川 光友	” 流岡町717番地1	平成26年3月2日